

志賀町での被害・避難等状況 (報道発表資料) 5月21日現在

【被害状況】

- 人的被害：軽傷者 97 人（程度不明含む）
重傷者 7 人 死亡 2 人 合計 106 人
- 火災：発生なし
- 水道：3月2日(土)に全ての上水道区で通水完了

【避難状況】

■避難所数・避難者数

指定避難所 4 箇所開設 避難者 128 人
 自主避難所 1 箇所 避難者 20 人
 福祉避難所 5月9日(土)閉鎖
 感染症対策避難所 閉鎖
 合計 5 箇所 148 人

■1.5次避難

(いしかわ総合スポーツセンター、石川県産業展示館2号館、小松総合体育館) …避難済 1人

■2次避難 避難済 26人

■避難指示

楚和・灯、阿川、入釜、鶴野屋、地保、切留区
 に対し警戒レベル4避難指示を発令中

【住民生活支援】

■ブルーシート配布

本庁、支所で配布 (9:00 ~ 16:00)
 ※ブルーシートが無くなり次第終了
 ※供給状況によっては中止

■入浴施設【震災で自宅で入浴できない人は無料】

- アクアパークシ・オン (10:00 ~ 21:00)
- 富来B & G海洋センター フレア
(平日: 10:00 ~ 20:00 / (土)(日)(祝): 10:00 ~ 18:00)
- シーサイドヴィラ渤海 (15:00 ~ 21:00)

■住宅資金相談会【毎週(土) 10:00 ~ 16:00】

- ・富来活性化センター：
6月6日(土)、6月20日(土)、6月27日(土)
- ・役場本庁舎：6月13日(土)

【指定避難所一覧】

施設名	水道	電気	避難者数
志賀町地域交流センター (西山台)	○	○	25人
総合体育館 1/2 閉鎖			
武道館 1/2 閉鎖			
文化ホール 4/29 閉鎖			
保健センター 1/4 閉鎖			
志賀小学校 1/18 閉鎖			
志賀高校 1/2 閉鎖			
旧土田小学校 3/5 閉鎖			
下甘田防災センター (旧保育園) 2/5 閉鎖			
やすらぎ荘 2/5 閉鎖			
福浦工芸工房(旧福浦小学校) 2/10 閉鎖			
富来活性化センター	○	○	33人
富来防災センター (旧富来小学校)	○	○	38人
稗造防災センター	○	○	32人
西浦防災センター 4/24 閉鎖			
熊野交流センター 2/13 閉鎖			
富来中学校 1/19 閉鎖			
富来小学校 1/30 閉鎖			
領家町コミュニティセンター 5/12 閉鎖			
合計			128人

■建設型応急仮設住宅【1・2・3次募集終了】

- ①とぎ第1団地 (旧JAとぎ駐車場)
トレーラーハウス 20 戸 (入居決定 12 戸)
- ②とぎ第2団地(とぎホッケー場) 65 戸 (入居決定 65 戸)
- ③とぎ第3団地 (富来湾漁協倉庫跡地) 12 戸 (入居決定 12 戸)
- ④とぎ第4団地 (旧富来小学校) 76 戸 (入居決定 71 戸)
- ⑤しか第1団地 (旧堀松保育園) 21 戸 (入居決定 19 戸)
- ⑥とぎ第5団地 (稗造公民館グラウンド) 16 戸
- ⑦とぎ第6団地 (富来支所横) 28 戸
- ⑧とぎ第7団地 (酒見ゲートボール場) 16 戸
- ⑨とぎ第8団地 (富来小学校運動場) 28 戸
- ⑩しか第2団地 (柴木運動公園相撲場) 21 戸

※⑥～⑩は完成後、順次入居可



計 303 戸 (入居決定 179 戸)

災害に関する情報は...

志賀町LINE、メール、しかチャンネル(9ch)、屋外防災行政無線などで一斉配信しています(Xやyahoo!防災速報も自動連携)。随時更新しますので、ご確認ください。また、志賀町ホームページも併せてご覧ください。



LINE @shikatown



行政メール



X (旧Twitter) @TownofShika



yahoo! 防災速報



町ホームページ

地域福祉推進支援臨時特例給付金の窓口申請受付を開始

6月3日(月)～ 被災者支援窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール (月～土) 9:00～17:00

- 被災者生活再建支援金を受給した世帯のうち、支援対象①～④の世帯に対して順次、**家財給付金50万円**が支給されます。この**申請手続きは不要**です。※対象世帯に順次、支給通知が送付されます。
- 支援対象⑤～⑧の世帯や**被災した自動車を廃車した人**が受け取れる**自動車給付金**は、**申請が必要**です。申請が必要な世帯の窓口申請受付は、**6月3日(月)**から被災者支援窓口で開始します。

支援対象	家財等支援		住宅再建支援	
	家財	自動車	建設・購入・補修	賃借
能登地域の6市町において、 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 の被害が生じている世帯で、次の①～⑧いずれかの要件を満たす世帯	50万円 定額	50万円 定額	最大 200万円	最大 100万円
● 高齢者や障害者のいる世帯 ①高齢者のいる世帯 ※1 ②障害者のいる世帯 ※2	※3 申請不要 順次支給		※3 申請不要 順次支給	
● 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯 ③児童扶養手当受給世帯 ④住民非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 (災害減免による住民税全額免除世帯含む)		申請必要 6月3日(月)～ 受付開始		
⑤離職・廃業した人がいる世帯 ⑥一定のローン残高がある世帯 ⑦住宅再建に係る資金の借入れが受けられない世帯 ⑧家計急変世帯	申請必要 6月3日(月)～ 受付開始		申請必要 6月3日(月)～ 受付開始	

※1 65歳以上の人が対象。令和9年1月31日までに65歳となる人には、65歳到達日以降に、順次支給を行います。

※2 身体、療育、精神手帳所持者、障害者(児)サービス利用者(令和6年1月1日以降)が対象。

※3 申請不要にあたる世帯は生活再建支援金を申請している世帯のみで、生活再建支援金未申請の世帯は当臨時特例給付金の申請が必要です。

【受給できる支援金・給付金のイメージ】

ケース1 被災状況…全壊の複数(2人以上)世帯・自動車廃車
1 再建方法…志賀町内で住宅建築(契約額**3,000万円**)

被災者生活再建支援金		地域福祉推進支援臨時特例給付金		
基礎支援金	加算支援金	家財	自動車	住宅再建
100万円	200万円	50万円	50万円	200万円

【住宅再建の計算方法】 ↓

$$3,000 \text{ 万円 (実費)} - 200 \text{ 万円 (加算支援金)} = 2,800 \text{ 万円} \rightarrow \text{住宅再建} \\ \text{最大200万円なので} \rightarrow 200 \text{ 万円}$$

ケース2 被災状況…半壊の複数(2人以上)世帯・自動車は無事
2 再建方法…被災住家を補修する(契約額**100万円**)

被災者生活再建支援金		地域福祉推進支援臨時特例給付金		
基礎支援金	加算支援金	家財	自動車	住宅再建
—	50万円	50万円	—	50万円

【住宅再建の計算方法】 ↓

$$100 \text{ 万円 (実費)} - 50 \text{ 万円 (加算支援金)} = 50 \text{ 万円} \rightarrow \text{住宅再建} \\ \text{200万円未満なので} \rightarrow 50 \text{ 万円}$$

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金運営事務局(臨時特例給付金コールセンター)

☎ 076-225-1956 (受付：9:00～17:00 / 土・日・祝含む、年末年始12/28～1/3はお休み)



Q. リ災証明書（住家）の中規模半壊という判定を受けました。公費解体を予定していますが、半壊解体世帯になるのでしょうか？

A. 半壊解体世帯は、私費・公費問わず、リ災証明書（住家）が半壊以上の判定を受けた建物を全部解体（更地の状態）する必要があります。また、住宅兼店舗の場合でも、ひとつの建物である以上は、住宅部分のみの解体などの部分的な解体は対象になりません。

公費解体制度では、構造上別棟と判断できる場合は、別棟である一部を残すことが可能なケースもありますが、被災者生活再建支援制度では、部分的な解体の場合は半壊解体世帯とはなりませんのでご注意ください。

Q. 住宅の再建方法が決まっていなくても、基礎支援金だけでも申請できないのでしょうか？

A. 基礎支援金と加算支援金は、別々に申請することが可能です。基礎支援金は令和8年1月末まで、加算支援金は令和9年1月末まで、それぞれ申請期限がありますので、お忘れのないよう申請をしてください。

▶その他にも、よくあるお問い合わせ（公益財団法人都道府県センター）はこちら →



Q. 居室だけでも新築すれば、建設・購入の区分になるのでしょうか？

A. 居室のみの建設では、建設・購入の区分にはなりません。新築された部分で生活が完結するよう、居室、風呂（シャワー室でも可）、トイレ、キッチン全てが備わっている必要があります。

Q. 再建方法の補修とは、どこを直しても対象となるのでしょうか？

A. 原則、住宅の構造体や住宅設備に係るもの（基礎、壁、屋根、床、給排水設備、風呂など）が補修されている必要があります。

また、被災住宅以外の建物（別宅、納屋など）を補修して生活を再建する場合、居住するために必要な工事が実施されているかどうかを確認します。

Q. 被災時、借家やアパートなどの賃貸住宅に居住していた場合も支援の対象となるのでしょうか？

A. 自己所有の住宅に限らず、賃貸住宅に居住していた場合でも、リ災証明書（住宅）が半壊以上の場合、支援の対象となります。

復興計画策定委員会を開催しました

能登半島地震からの復興に向けた町の復興計画を策定するため、「志賀町令和6年能登半島地震復興計画策定委員会」を設置し、4月12日（金）に第1回の会議を開催しました。

委員は、学識経験者をはじめ、地域住民の代表や各種団体の代表者など、各界各層から構成され、委員長には「西野 辰哉（金沢大学教授）」氏が、副委員長には「大正路 哲郎（志賀町区長会会長）」氏が互選されました。

会議では、事務局の企画財政課震災復旧復興創生室から、町の被害の概要、石川県創造的復興プラン（仮称）骨子案、町復興計画策定の進め方について説明した後、審議を行いました。

意見交換では、委員から多くの意見が出され、西野委員長は、意見集約として、次の3つの要点を示しました。

- 1 計画には実効性の担保が必要
- 2 地域性をどうやって加味していくか、地域の温度差の解消が必要
- 3 住民の声、被災者の声をどのように吸い上げていくかをしっかりと考えていくべき

最後に、西野委員長は「志賀町では復興に向けての計画策定に着手したことを地域や住民に周知していくことが非常に重要である」と締めくくりました。

町では、委員会での意見を踏まえ、各種テーマについて策定部会で協議を行い、各種団体や避難者の皆さんへのアンケート、ホームページでの提言募集（5月31日まで）などで町民の意見をくみ取りながら、7月末に復興計画を策定します。



令和6年能登半島地震で
人的・住家被害を受けた人へ ▶ **義援金 県第一次・二次、町第一次配分**



被災者支援窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

今回の地震で被災した人に対し、国内外の皆さまから寄せられた義援金を、次のとおり配分します。
※義援金は、石川県、志賀町、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

【配分対象・配分金額】 下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請してください。

被害区分	対象	申請できる人	配分金額			
			計	県		町
				一次	二次	一次
人的被害	死者・行方不明者	直系の遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母) ※いずれも存しない場合は、死亡当時に、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹を含む	112万円/人	20万円/人	80万円/人	12万円/人
	重傷者	負傷した本人 (申請前に、役場会計課へ問い合わせください)	15万円/人	10万円/人	—	5万円/人
住家被害	全壊	り災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けていても、やむを得ず解体した場合は「全壊」とみなす(みなし全壊)	112万円/世帯	20万円/世帯	80万円/世帯	12万円/世帯
	大規模半壊	り災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯	84万円/世帯	15万円/世帯	60万円/世帯	9万円/世帯
	中規模半壊	り災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯	56万円/世帯	10万円/世帯	40万円/世帯	6万円/世帯
	半壊	り災証明書で「半壊」と認定された世帯	29万円/世帯	5万円/世帯	20万円/世帯	4万円/世帯
	準半壊	り災証明書で「準半壊」と認定された世帯	13万円/世帯	—	10万円/世帯	3万円/世帯
	一部損壊	り災証明書で「一部損壊」と認定された世帯	6万円/世帯	—	3万円/世帯	3万円/世帯

※人的被害と住家被害は、重複して申請することができます。

【必要書類】 … 令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書 / り災証明書の写し(住家被害の場合) / 通帳の写し または キャッシュカードの写し など

【申請方法】 … ワンストップ窓口で申請 または 必要な書類を郵送してください。(郵送料は原則本人負担)
【宛て先：〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 志賀町役場 会計課】

注意! ※志賀町災害弔慰金・災害障害見舞金の対象となった場合、志賀町被災者生活再建支援金の申請をした場合は、義援金の申請をする必要はありません。(義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください)
※すでに義援金(県一次・二次)の申請をした場合は、義援金(町一次)の再申請をする必要はありません。ただし、り災証明書の被害区分が変更になった場合は再申請が必要です。(義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください)
※今後も義援金受入れ状況に応じ、追加配分がある場合は、同じ口座に振り込みます。(再度の申請は不要です)

問 配分対象・配分金額に関して… 義援金配分委員会事務局 (石川県健康福祉部企画調整室) ☎ 076-225-1412
問 配分・申請手続きに関して… 志賀町役場 会計課 ☎ 0767-32-9110 (受付：9:00～17:00 / ㊟㊞㊟除く)

※全町民一律5万円の配分については、石川県に申請をお願いします。

問【専用コールセンター】 ☎ 0120-102-829 (受付：9:00～18:00 / ㊟㊞㊟含む)



『災害合同相談所』を開設

総務省石川行政評価事務所では、能登半島地震で被災された人のために、弁護士や建築士などが合同で相談を受け付ける「災害合同相談所」を開設します。
(相談無料、予約不要)

【日 時】 6月16日⑤ 12:30～16:00

【場 所】 志賀町文化ホール

【相談員】 運輸局、軽自動車検査協会、住宅金融支援機構、弁護士、建築士、行政書士、行政相談委員、総務省

被災した家の修理方法や住宅ローン、各種支援制度に関する相談のほか、公費解体に必要な所有者の同意が取れず困っているなどの困りごとを受け付けます。また、被災した車の永久抹消登録も受け付けます。

◆先着順でご案内しますので、直接会場へお越しください。
(児童館側の東玄関から入場してください)

◆参考資料【家屋の写真や本人確認書類(運転免許証など)、自動車登録番号(ナンバー)または車台番号がわかるものなど】があれば、持参してください。

詳細は、ホームページか下記まで

☎総務省石川行政評価事務所

☎076-222-5241 (平日8:30～17:15)



地震で壊れた農業用施設・機械などの修繕申請について

地震により被災した農業用施設・機械の修繕、再取得にかかる事業申請を受け付けています。

◆申請対象 被災した農業用施設・機械などの所有者または利用者で営農継続意欲のある人

◆申請期日 6月中旬(1次締切)
8月上旬(2次締切)

☎JA志賀本店 ☎0120-338-720

※現地相談窓口は要予約



町税の申告・納期限の延長後の期日

令和6年1月1日以降に到来する町税の申告・納付の期限を一括して延長していましたが、以下について延長後の期日を決定しました。

【延長後の期日】… 令和6年5月31日⑤

◆令和5年度 町県民税 第4期および随時課税分

◆令和5年度 固定資産税 第4期分

◆令和5年度 国民健康保険税 第7～9期および随時課税分

◆令和6年度 償却資産(固定資産税)の申告

☎税務課 ☎32-9143



医療保険・介護保険加入者へ

今回の地震で被災された人は、医療保険・介護保険の加入者であれば、医療機関を受診、介護サービスを利用された場合にも、支払いが猶予・免除されます。(後で、一部負担金免除申請が必要です)

【対象者】

(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人

※医療機関の窓口で災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。

(2) 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人

(3) 主たる生計維持者の行方が不明である場合

(4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人

(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

上記の(1)～(5)のいずれかに該当する人が対象。

【期 間】 ※対象期間が延長されました。

~~令和6年4月まで~~ → **令和6年9月まで**
(今後の状況によって延長される場合あり)

【医療機関で受診する際の留意事項】

・上記の要件に該当することを医療機関に伝えてください。

・保険証などが無い場合は、氏名、生年月日、住所、連絡先、勤務する事業所などを医療機関へ伝えてください。

※上記の(1)～(5)の要件に該当しない場合は、後日一部負担金について返還を求める場合があります。

【国民健康保険・後期高齢者医療保険】

☎住民課 保険年金担当 ☎32-9121

※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の加入者は、各加入保険者にお問い合わせください。

【介護サービスに関すること】

☎健康福祉課 介護支援担当 ☎32-9132

災害ごみ仮置場の運用変更

富来野球場駐車場と旧志賀中学校グラウンドの仮置場で、地震で使えなくなった家財などの災害ごみを受け入れていましたが、被災家屋などの公費による解体・撤去を進めるため、6月から仮置場の運用を変更します。

公費解体を申請した人、やむを得ず期限(5月31日⑤)までに片付けができなかった人に限り、富来野球場駐車場に持ち込めます。

◆場 所 富来野球場駐車場(八幡寅-49)

◆受入期間 6月6日⑤～当面の間

◆時 間 9:00～16:00(12:00～13:00は受入休止)

◆受入休止 6月1日⑤～6月5日⑤、毎週日曜日

◆持込方法 従来通り、受付で「災害ごみ持込み届出書」を記入。違法持ち込みが多いため、災証明書および搬入者の身分証明書(運転免許証など)を提示してください。

※旧志賀中学校グラウンドは、公費解体の廃棄物専用の仮置場となります。

☎環境安全課 ☎32-9321